

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	214		

I：事業概要

施策事業名	児童福祉総務
事業目的	母子・父子家庭及び寡婦を対象に自立に必要な支援と、子供会の育成を行うほか、子ども未来課（子育て支援課）全体の事務を扱う。
事業内容	●全体計画 各年度共通 ・母子・父子家庭及び寡婦に対する相談事業や給付金事業、子供会への補助や育成事業の実施、前年度国県負担金等の精算、子ども未来課（子育て支援課）全体の事務を行う。 ●主な事業内容 ○児童福祉総務事務、公用車管理 ・子ども未来課全体の事務を扱うほか、課が所管する公用車の管理、整備を行う。 ○ひとり親家庭福祉 ・母子・父子自立支援員が、対象者の生活全般への相談指導を行う。 ・母子・父子家庭及び寡婦を対象に、資格取得のための給付金を支給し、自立を支援する。 ・離婚後の養育費を確実に受け取ることができるよう公正証書作成費等の補助を行う。 ○児童健全育成 ・子供会活動の活発化のため、補助金を交付するとともに、児童育成事業を実施する。 ●主な決算の内訳 ・児童福祉施設入所者支援補助金 1,300,000円 ・母子家庭自立支援給付金 1,200,000円 ・単位子供会補助金 1,146,600円 ・児童育成事業委託料 308,272円
事業の成果・効果	母子・父子自立支援員による「ひとり親」の自立に向けた相談等を実施し、資格取得を目指す方に母子家庭自立支援給付金を支給し、「ひとり親」の自立へとつながることができた。 犬山市子供会育成連絡協議会に加入する子ども会に対し助成することで、地域による自発的な子どもの健全育成の進展に繋がった。また、コロナ禍が明けたことから、児童健全育成を目的に映画鑑賞会等を委託実施した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

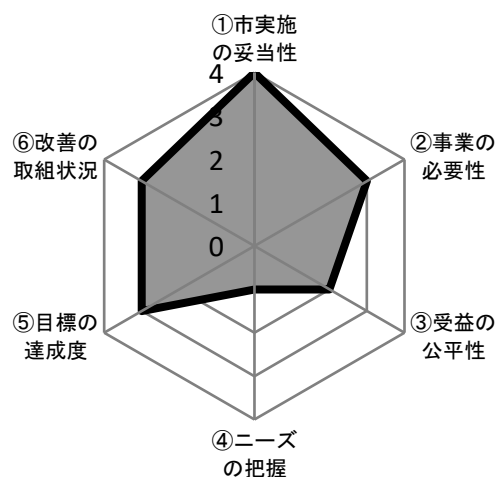
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
児童福祉総務事務	28,287	1,415	26,872	95%	2	2	4
ひとり親家庭福祉	1,369	1,114	255	19%	4	4	4
児童健全育成	1,455	0	1,455	100%	4	2	2
公用車管理（児童福祉総務費）	201	0	201	100%	2	2	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	31,312	2,529	28,783	92%	3	2	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		69,134	31,312	7,048
財源内訳	国県支出金	2,501	1,114	3,618
	地方債	0	0	0
	その他	550	1,415	14
	一般財源	66,083	28,783	3,416
一般財源の割合		96%	92%	48%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	ひとり親家庭福祉は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に地方自治体の責務と規定されている。子ども会は、子ども同士の交流や地域との交流を通し、子どもの健全育成に寄与できるものである。
②事業の必要性	3	ひとり親家庭福祉は、法に根拠があり国費等の補助もある。経済的自立を促すことにつながる事業の継続は必要である。児童健全育成（子ども会）は、市単独事業であるが、未来の市を担う子どもの健全育成は優先度の高い事業である。
③受益の公平性	2	ひとり親世帯や子ども会が対象となるため、少数の市民しか恩恵を受けていない。
④ニーズの把握	1	受益者であるひとり親家庭に対する事業は、概ね国により示されたものであるため把握していない。
⑤目標の達成度	3	子ども会活動は、コロナ禍が明けたことから、映画鑑賞会やカルタ取り大会といった催事を開催できた。
⑥改善の取組状況	3	ひとり親世帯の親への自立支援や子ども会の活動など、工夫しながら事業を進めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	母子寡婦福祉会の解散に伴い、委託実施していたひとり親家庭福祉情報交換事業の内容の見直しを行った。
令和6年度に見直しを実施している事項	ひとり親福祉、児童健全育成事業以外は内部管理事務であるため、特に予定していない。
今後見直しを検討する事項	児童健全育成事業として映画観賞会などを実施しているが、参加者増加に向け、実施内容の検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
少子化の影響を受け、子供会育成連絡協議会に加入する単位子ども会数の減少が続いている。	児童健全育成に向け、異年齢集団で活動する子ども会の重要性をPRするなど、単位子ども会を増やすための周知活動に努める。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	214		

I：事業概要

施策事業名	児童手当等支給
事業目的	・児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給する。 ・ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する。 ・遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に遺児手当を支給する。
事業内容	●全体計画 ・各種手当を定期的に支給する。 ●主な事業内容 ○児童手当等支給 [児童手当]（支給月：6月・10月・2月、所得制限有） ・中学校3年生までの児童の親（養育者）が対象。 - 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の受給者には特例給付を支給する。 ・手当額：0歳～3歳未満及び3歳以上小学6年生以下の第3子 月額15,000円 3歳以上小学6年生以下の第1子と第2子・中学生 月額10,000円 - 特例給付 児童1人 月額 5,000円 [児童扶養手当]（支給月：5月・7月・9月・11月・1月・3月、所得制限有） ・18歳以下の児童を養育するひとり親家庭の親等が対象。所得に応じて手当額は変動する。 ・手当額（令和5年4月～）児童1人の場合 月額44,140円～10,410円 - 児童2人目 月額10,420円～ 5,210円を加算 - 児童3人目以降 1人につき月額 6,250円～ 3,130円を加算 [犬山市遺児手当]（支給月：7月・11月・3月） ・18歳以下の児童を養育するひとり親家庭の親等が対象。 ・手当額：児童1人につき月額2,300円 ●主な決算の内訳 ・児童手当 953,375,000円 ・児童扶養手当 158,492,460円 ・遺児手当 20,292,900円
事業の成果・効果	児童の健やかな成長を支援するための児童手当、ひとり親家庭等の生活の安定を支援するための児童扶養手当及び遺児手当を、対象者に適切に支給した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

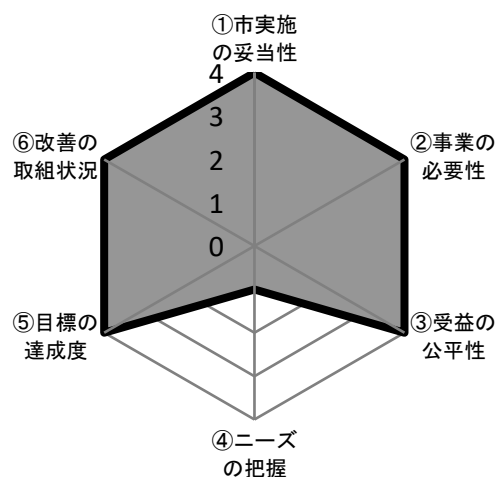
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
児童手当等支給	1,132,997	862,483	270,514	24%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,132,997	862,483	270,514	24%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		1,200,967	1,132,997	1,358,062
財源内訳	国県支出金	913,910	862,237	1,046,362
	地方債	0	0	0
	その他	4	246	6
	一般財源	287,053	270,514	311,694
一般財源の割合		24%	24%	23%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	児童手当については児童手当法、児童扶養手当については児童扶養手当法の規定により、市が実施主体となっている。また、遺児手当については遺児手当支給条例により市が実施している。
②事業の必要性	4	児童手当及び児童扶養手当については、法に規定された制度であり、市が実施する必要がある。遺児手当については、ひとり親家庭等の生活の安定などを目的とした児童扶養手当を補うものとして条例により実施しており、その目的から実施が必要である。
③受益の公平性	4	児童手当の対象児童は中学3年生までとなっており、多数の市民が恩恵を受ける事業である。なお、児童扶養手当及び遺児手当は、ひとり親等を対象としており受給者は多くないが、経済的弱者を対象としている。
④ニーズの把握	1	児童手当及び児童扶養手当は、国制度であり、市としてニーズ調査は行っていない。
⑤目標の達成度	4	各手当の支給に関し、適切に対応した。
⑥改善の取組状況	4	利便性向上のため、申請様式の見直しや、郵送やマイナポータルでの申請受付を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	児童扶養手当の申請様式を見直し、記入箇所を減らすなどして市民の手続きの負担軽減を図った。また、児童扶養手当の一部手続き（現況届の事前送信）についてマイナポータルでの受付を開始し、利便性向上を図った。
令和6年度に見直しを実施している事項	令和6年10月分から児童手当制度の改正が予定されているため、制度改正に併せて各種様式や事務手順の見直しを行い、利便性向上や業務の効率化を図る。
今後見直しを検討する事項	制度改正に併せての事務見直しのほか、市民の利便性向上に向けて、適宜検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
令和6年10月分から予定されている児童手当の制度改正（対象年齢の拡充、金額の見直し、所得制限撤廃）について、詳細が分かり次第、市民への周知や手当支給のためのシステム改修を行う必要がある。	適切に手当を支給するため、制度の詳細が分かり次第、市民への案内やシステム改修などを素早く対応できるよう、情報収集や対応方法の検討を行う。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	214		

I：事業概要

施策事業名	安心子育て支援
事業目的	・ 多子・多胎世帯の子育て負担をやわらげ、少子化対策や定住促進を図る。 ・ 子育てをしている保護者の相談や、講座の開催など様々な支援をする。
事業内容	●全体計画 ・ 子育ての不安を軽減し、子どもの健全な育成や子育てをする保護者を支援する。 ・ 子育て支援施策を利用する世帯等への相談対応や情報提供のための事業をNPO法人に委託実施する。 ●主な事業内容 ○地域子育て支援拠点（子育て支援センター） ・ 親子の遊び場や子育て情報の提供、子育て講座などの実施、育児サークルの育成を行う。 ○ファミリーサポートセンター運営 ・ 育児支援の希望者と育児援助の希望者のマッチングを担い育児の援助活動を行う。 ○子育てと女性活躍応援 ・ 犬山市全体のネットワークにより子育てを支援し、子育て期にある女性が社会で活躍することを応援する。 ○子ども家庭総合支援拠点 ・ 電話・来所・巡回・訪問による育児等の相談業務のほか、多子多胎家庭への家事援助等の支援を行う。 ●主な決算の内訳 ・ 子育て講座謝礼 189,000円 ・ 火災保険料 95,800円 ・ 子育て支援コーディネート業務委託料 1,163,200円 ・ 子育てホームページ管理運営業務委託料 330,000円 ・ 子育て訪問支援員等報償金 87,120円 ・ 多子多胎家庭養育支援事業委託料 1,098,750円
事業の成果・効果	家庭児童相談室、子育て支援センターのほか、養育支援訪問において養育に関する相談や助言等、児童の保護者に対し必要な支援を行った。子育て支援センターでは、子育てに関する講座等の実施や触れ合いの場の提供等により、子育て親子の交流や子育て支援を行った。 ファミリー・サポート・センターでは、児童の送迎などの利用があり、会員相互の援助活動について連絡・調整を図った。子育て短期支援は、ショートステイの利用が3件（延べ8日）、DV避難や保護者の育児疲れや就労等に伴って一時的に児童の養育が困難となったケースの支援を行った。 多子多胎家庭養育支援事業では、70件(R6.3月末)の利用実績があった。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

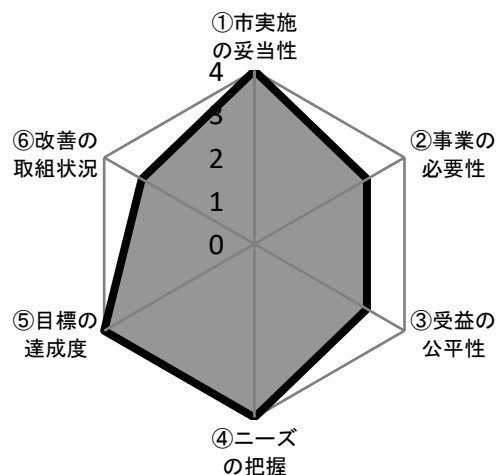
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
地域子育て支援拠点	707	483	224	32%	4	4	4
ファミリーサポートセンター運営	274	183	91	33%	4	4	4
子育て短期支援	101	84	17	17%	4	4	4
子育てと女性活躍応援	2,238	1,492	746	33%	3	3	3
子ども家庭総合支援拠点	1,574	1,055	519	33%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,894	3,297	1,597	33%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		10,942	4,894	6,860
財源内訳	国県支出金	7,140	3,196	3,523
	地方債	0	0	0
	その他	1,029	101	792
	一般財源	2,773	1,597	2,545
一般財源の割合		25%	33%	37%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て支援事業計画に従い、地域子ども・子育て支援事業として、市が行うものとされている。
②事業の必要性	3	法的に市が行うものとされた事業であり、縮小する余地は少ない。
③受益の公平性	3	恩恵を受ける市民は子育て世帯に限られるが、事業によって一定の利用者負担がある。
④ニーズの把握	4	第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度）の策定に向け、令和5年度にニーズ把握のためのアンケート調査を実施した。
⑤目標の達成度	4	いずれの個別事業も、サービスを必要とする人に対し、適切に対応できた。
⑥改善の取組状況	3	相談機能の充実を図ったが、受動的な感は、否めない。 個別事業情報の更なる周知など、情報発信力の強化に努めたい。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	令和5年2月に多子・多胎世帯子育て支援システムを導入し、令和5年度から本格稼働に移動させることで、支援体制の強化を図った。
令和6年度に見直しを実施している事項	児童福祉法改正に伴い、令和6年4月1日から「こども家庭センター」を設置する。母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康維持・増進に関する包括的な支援、②子どもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的に支援する。
今後見直しを検討する事項	橋爪子育て支援センターの移転及び（仮称）羽黒子育て支援センターの新設により子育て支援機能の強化を図る。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
当市のこども家庭センターは、本庁舎及び保健センターの2拠点で相談等の事業を実施することになることから、児童福祉機能と母子保健機能をスムーズに連携させる手法の確立が必要となる。	2拠点で共用する受付や記録の手法を構築する。 また、こども家庭センターで行うこととなるサポートプランの作成や、地域資源の発掘などといった新たな業務を慣習化させる。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	214		

I：事業概要

施策事業名	子ども・子育て支援推進
事業目的	子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定及び計画を実行する。 (第2期：令和2年度～令和6年度・第3期：令和7年度～令和11年度)
事業内容	●全体計画 - 第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画（R2年度～R6年度）の進捗管理 - 第3期犬山市子ども・子育て支援事業計画（R7年度～R11年度）策定に向け、令和5年度はアンケート調査を実施。 - 犬山市子ども・子育て会議を開催し、施策に対する意見聴取を行う。 ●主な事業内容 - 子ども・子育て会議の開催 - 就学前児童及び小学生の保護者を対象とし、子ども・子育てに関するニーズや子育て支援サービスの利用、子育て世帯の生活実態、要望等を把握するためアンケート調査を行う。併せて小・中・高校生を対象に、本来、大人が担うべき、家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の実態調査を行う。 ●主な決算の内訳 - 子ども・子育て会議委員報酬 216,000円 - 第3期子ども・子育て支援事業計画実態調査委託料 2,695,000円
事業の成果・効果	令和5年度は、子ども・子育て会議を2回開催した。 子ども・子育て会議では、第3期犬山市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査票の作成検討及び結果報告、ヤングケアラー実態調査結果報告等を行った。 子育て支援事業計画のアンケートは、就学前児童の保護者840人に配布し、433人(51.5%)回収、小学生の保護者は909人に配布し、791人(87.0%)の回収だった。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

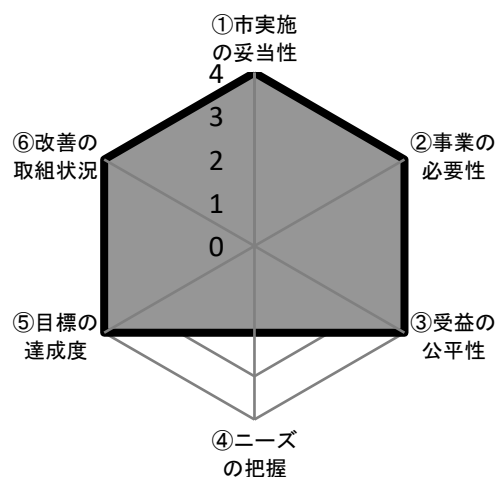
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
子ども・子育て支援推進	3,038	0	3,038	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,038	0	3,038	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		230	3,038	3,046
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	230	3,038	3,046
一般財源の割合		100%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	子ども・子育て支援法、犬山市子ども・子育て会議条例に基づき実施。
②事業の必要性	4	子育て環境の実情を踏まえた施策に反映していくことを目的としており、当市の子ども・子育てに関する事業の円滑な実施を行うために、現行水準の継続が必要。
③受益の公平性	4	対象は、市内在住の全ての子どもになる。
④ニーズの把握	2	第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）策定にあたり、子育て支援サービス等のニーズは調査しているが、計画の策定自体は法に基づき実施するため、子ども・子育て会議で検証した。
⑤目標の達成度	4	当初の予定どおり開催できた。
⑥改善の取組状況	4	会議の議題以外にも、子ども・子育てに関わる内容で意見交換を実施した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）策定にあたり、子育て家庭のニーズの動向分析等を行い、当市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施した。
令和6年度に見直しを実施している事項	令和5年度に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査報告をもとに第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を行う。
今後見直しを検討する事項	第3期子ども子育て支援事業計画では、その策定に併せ、同計画の中にヤングケアラー支援に関する基本施策や計画を新たに規定する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
令和6年度は、国の指針に沿った実情にあった第3期子ども子育て支援事業計画を策定する。	子ども・子育てに関するアンケート調査結果及び子ども子育て会議にて、意見をまとめ、子ども子育て支援事業計画を策定する。

令和５年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	2	1	児童福祉総務費	214

部局名	健康福祉部
課 名	子育て支援課

I：事業概要

施策事業名	母子生活支援施設措置
事業目的	D V被害等にあった母子などが施設での保護を希望する場合に、母子生活支援施設に入所措置し、自立を支援する。
事業内容	●全体計画 ・D V被害等の母子から保護の相談があったときは、本人及び児童を母子生活支援施設において保護する。 ●主な事業内容 ・様々な事情を抱える母子から相談があった場合は、それぞれに適した対応を行う。 ・施設への入所が必要と判断した場合は、入所先の施設に措置費を支払う。 ●主な決算の内訳 ・母子生活支援施設措置費 6,378,425円
事業の成果・効果	D V被害者である母子世帯を継続的に措置入所している。自立でき、退所ができるよう引き続き面談等を行っている。 ・継続 1世帯2人

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

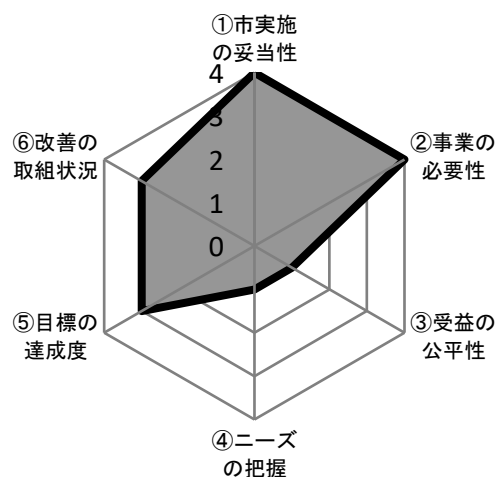
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
母子生活支援施設措置	6,378	4,783	1,595	25%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,378	4,783	1,595	25%	4	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		12,512	6,378	11,912
財源内訳	国県支出金	11,042	4,783	8,910
	地方債	0	0	0
	その他	15	0	1
	一般財源	1,455	1,595	3,001
一般財源の割合		12%	25%	25%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	児童福祉法に市が実施主体として規定されている。
②事業の必要性	4	法に規定された事業（施設入所措置）であり、縮小等の余地は無い。
③受益の公平性	1	対象者は、DV被害のあった母子や、母親の育児能力不足によって児童の福祉に欠ける母子に限られる。
④ニーズの把握	1	受益者ニーズを把握し、方向性を決める事業ではない。
⑤目標の達成度	3	支援を希望した母子の全てに対し、適切に対応（施設での自立支援及び入所措置）する体制を構築している。
⑥改善の取組状況	3	事業の特性上、広く周知を図るものではなく、業務内容を大きく見直すべきものでもない。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	特になし
令和6年度に見直しを実施している事項	こども家庭センターを設立するので、母子保健分野とのより一層の連携を図り、一体的に対処していく。
今後見直しを検討する事項	法に規定された措置を行う事業であり、今後の法改正等によって見直すものである。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
自立支援のため施設に入所措置しても、母子の特性次第で支援期間が長期化することもある。	措置先の施設だけに自立支援を任せるのではなく、計画的な自立を図るため、職員の定期的な訪問を実施する。 相談にきたDV被害者の聞き取りを行い、入所措置以外での最善の解決策があるか検討する。 また、重層的支援体制整備事業の相談内容により、他の関係機関と連携し、情報共有を図っていく。

令和５年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	2	3	児童センター費	228

部局名	健康福祉部
課 名	子育て支援課

I：事業概要

施策事業名	児童センター								
事業目的	・児童センター６施設の管理・運営並びに地域活動クラブの活動を支援する。 ・児童クラブを運営する。								
事業内容	●全体計画 ・１８歳までの児童やその児童に関わる地域の方が自由に利用できる児童センターの管理・運営を行う。 ・保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るため、児童クラブを実施する。 ●主な事業内容 ○児童センター管理・営繕 ・児童に対し遊び場を提供し、子育て家庭に対して情報提供や育児の相談、育児サークルの育成、体力増進教室等を行う。 ・市内１５か所で児童クラブを実施する。 ・施設の営繕工事、ごみ収集運搬業務を行う。 ○地域活動クラブ補助 ・児童センターを拠点として、子育て支援活動をする団体に対し補助する。 ●主な決算の内訳 <table><tr><td>・ごみ収集運搬業務委託料</td><td>1,621,752円</td></tr><tr><td>・体力増進教室委託料</td><td>1,320,000円</td></tr><tr><td>・営繕工事請負費</td><td>3,424,938円</td></tr><tr><td>・地域活動クラブ補助金</td><td>1,134,000円</td></tr></table>	・ごみ収集運搬業務委託料	1,621,752円	・体力増進教室委託料	1,320,000円	・営繕工事請負費	3,424,938円	・地域活動クラブ補助金	1,134,000円
・ごみ収集運搬業務委託料	1,621,752円								
・体力増進教室委託料	1,320,000円								
・営繕工事請負費	3,424,938円								
・地域活動クラブ補助金	1,134,000円								
事業の成果・効果	児童センターを通じて地域の児童に対し、子ども同士の交流、豊かな遊び体験等をさせることで、心身ともに健やかな育成を図った。 また、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を実施し、放課後、家庭に保護者の居ない児童の居場所づくりをすると共に健全育成を図った。								

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は４段階)

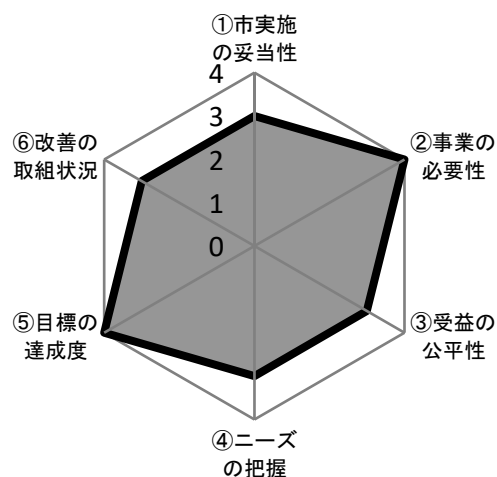
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
児童センター管理	22,468	10,772	11,696	52%	4	4	3
児童センター営繕	3,425	0	3,425	100%	4	4	3
地域活動クラブ補助	1,134	0	1,134	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	27,027	10,772	16,255	60%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		31,501	27,027	31,972
財源内訳	国県支出金	3,248	3,370	7,224
	地方債	0	0	0
	その他	8,495	7,402	7,102
	一般財源	19,758	16,255	17,646
一般財源の割合		63%	60%	55%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	各事業は、市が実施主体となることが法的に規定されたものではないが、児童福祉法には、市は児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定されている。そのため、事業全体での中心的な役割を担うものである。
②事業の必要性	4	児童クラブは、就労する保護者にとって、放課後の児童の健全な育成を図ると共に女性等が安心して社会進出する上で欠くことができないものである。
③受益の公平性	3	対象者は、子どもや子育て世代に限定される。なお、受益者負担の観点から、児童クラブの利用者から利用手数料を徴収している。
④ニーズの把握	3	第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の策定にあたり、令和5年度に利用者ニーズの把握を行った。
⑤目標の達成度	4	児童クラブは、サービスを必要とする人に対し適切に対応した。
⑥改善の取組状況	3	紙面の申請だけでなく、利用者の利便性を考慮し、オンライン申請等を取り入れ業務改善を進めることができた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	東児童センター体力増強室の空調機取替工事、各児童センター（羽黒、犬山西、城東）の遊具改修工事を行った。
令和6年度に見直しを実施している事項	令和7年9月に犬山西児童クラブを犬山西小学校内に移転予定のため、実施設計及び犬山西小学校との協議を図る。
今後見直しを検討する事項	犬山南小学校大規模改修完了後、犬山南第2児童クラブを小学校内で実施。城東小中学校の改修に合わせて、城東児童クラブを小学校内へ移転する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
児童クラブ移転後の児童センターの活用方法及び地域活動クラブの運営方法	児童センターの統廃合も含め、その活用方法やあり方について、調査・研究する。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	5	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	234		

I：事業概要

施策事業名	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業
事業目的	食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。
事業内容	●全体計画 支給対象世帯に対する給付金の支給 ●主な事業内容 ○低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）への支給 対象：児童扶養手当受給者等 金額：児童1人あたり50,000円 ○低所得の子育て世帯（その他世帯）への支給 対象：市民税均等割が非課税の子育て世帯等（ひとり親世帯の対象者以外） 金額：児童1人あたり50,000円 ●主な決算の内訳 ・子育て世帯生活支援特別給付金 58,165,000円 （ひとり親世帯 366人、その他世帯 356人）
事業の 成果・効果	国の施策ではあるが、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯への生活支援として、適切な時期に対象世帯へ給付金を支給することができた。

I I：個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

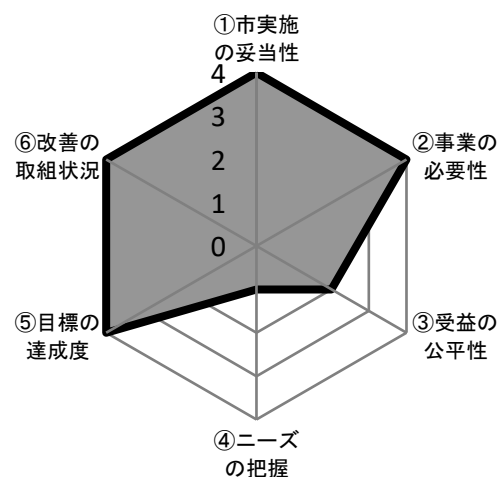
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信 ・共有化	業務適正化
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	63,553	63,553	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	63,553	63,553	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		57,750	63,553	-
財源内訳	国県支出金	57,750	63,553	-
	地方債	0	0	-
	その他	0	0	-
	一般財源	0	0	-
一般財源の割合		0%	0%	-

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の施策において、物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し給付金の支給が決定され、実施主体は市とされている。
②事業の必要性	4	国の施策による事業（全額国費）であり、市の裁量で事業縮小する余地は無い。
③受益の公平性	2	低所得の子育て世帯が対象のため、恩恵を受ける市民は一部に限られる。
④ニーズの把握	1	当該給付金事業は、国の施策によるものであり、ニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	4	国の施策に基づき、対象世帯へ、適切な時期に迅速に支給できた。
⑥改善の取組状況	4	国の施策に基づき、対象世帯へ、適切な時期に迅速に支給できた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	国から提供された申請様式を、市民が記入しやすいよう、枠や内容を見直した。
令和6年度に見直しを実施している事項	単年度の国施策事業であり、現時点では令和6年度に事業の実施は予定していない。
今後見直しを検討する事項	現時点で事業の実施予定が無く、見直し予定は無い。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国の方針により急遽実施が決定されるため、迅速に予算と実施体制を確保し、事業を実施していかなければならない。	情勢や国の方針を注視し、国の方針決定に対し素早く対応できるよう、情報収集に努める。